

原子力損害の賠償に関する法律（原子力損害賠償法）を
実効性あるものに改正することを求める意見書（案）

福島第1原発事故が起き、原子力損害賠償法が実態に即してないことが明らかになりました。

この法律が定められた目的は第1条に定められています。「被害者の保護を図り、及び原子力事業者の健全な発達に資することを目的とする」とありますが、現行のままであればその目的を達成することは難しいでしょう。賠償措置額が少なすぎるからです。その結果、東京電力は事故処理にかかる費用を電気料金に上乗せしたり私達の支払った税金を当てにしたりと国民に転嫁し負担させています。

国は事故処理費用を2013年時点で11兆円としていましたが、被害の深刻さが明らかになるに連れ21.5兆円に倍増しています。それに対し原子力損害賠償法に則って加入し支払われる賠償措置額は1200億円で、21.5兆円のわずか0.6%です。

今後事故処理額はさらに膨れ上がることは必至です。現に民間シンクタンクの「日本経済研究センター」はこの額が50兆～70兆円になるという試算結果をまとめています。そうなれば被害者の保護はさらに難しくなり、根拠のない国民への負担額も増すでしょう。

原子力損害賠償法の第2章では「責任の集中」「無過失責任」が明記されていますが、その内容は「当該原子炉の運転等に係る原子力事業者がその損害を賠償する責めに任ずる」（第3条第1項）、つまり損害を賠償しなければならないのは電力会社ということです。国民負担を求めるとするのはこの原子力損害賠償法に抵触するのではないのでしょうか。

そういった意味でも原子力損害賠償法を改正し、賠償措置額を上げること、最低でも今試算されている21.5兆円にすることを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出いたします。

【 提出先：衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、経済産業大臣 】